

生徒心得

1 学 習

(1) 学習の態度

常に熱心に励むこと。特に次の点に特に注意すること。

- ① 学習効果を上げるために、欠席・遅刻・早退をしないように心掛ける。
- ② 始業の合図によって、静粛に教科書等を準備して待つ。
- ③ 授業に集中し、積極的に授業に参加する。

(2) 考査受験の態度

各学期に行われる定期考査は成績評価の中で大変重要なものである。しっかりと準備し受験すること。また、次の点に注意すること。

- ① 考査は理由なくして欠席してはならない。考査忌避となり、当該の科目が0点となる。
- ② 不正行為をしてはならない。該当の科目が0点となる。
- ③ 受験中の心得（考査期間中に知らせる）および考査監督の指示に従う。

2 規 律

規律は社会生活上重要であり、次の各項を遵守すること。

- (1) 理由の如何を問わず、暴力・脅迫・強要などの行為を一切しないこと。
- (2) 飲酒、喫煙、賭け事等、法令に反する行為は固く禁止する。
- (3) パチンコ店、カラオケボックス、ゲームセンター、居酒屋など生徒として風紀上好ましくない場所に入りしないこと。
- (4) 18歳未満の立ち入りを禁止している場所には、いかなる理由があろうとも立ち入らないこと。
- (5) 時間を尊び、特に遅刻・早退などをしないように努めること。
- (6) 夜間の外出は、保護者が同伴しない場合、夏季は午後9時まで、冬季は午後8時までとする。
- (7) アルバイトは原則として禁止する。ただし、春・夏・冬の長期休業中にアルバイトをする場合は、生徒指導部に届け出て、許可を得ること。

※ なお、次に該当するアルバイトは一切許可しない。

- ① 夜間（午後8時以降）の就業
- ② 喫茶店、料亭、その他酒類を提供できる店舗、並びに各種遊技場での就業
- ③ 危険を伴うような場合
- ④ 各種の興行

- (8) 印刷物、ポスター等を校内で掲示・配布する場合は、生徒指導部の許可を受けて行うこと。
- (9) 学校の建物・備品等、公共物は大切に取り扱い、過って破損したときは速やかにクラス担任または関係教職員に申し出ること。
- (10) 個人の所持品には必ず記名し、その保管には各自注意すること。

3 情報モラル (1)

人権の尊重

悪口など人の心を傷つけること、嘘やデマなど人を困らせることを絶対にしないこと。自分は傷つける気持ちがなくとも誤解を招いたり、相手を傷つけたりすることがある。自分がされて迷惑だと思ふことは相手にしないこと。

特にSNS等での不適切な書き込みや投稿は絶対にしないこと。

(2) セキュリティ（安全対策）

- ① ユーザID・パスワードの管理
 - (ア) 他人に不正に利用されないために、自己管理をすること。
 - (イ) パスワードは推定されにくいものを使用し、一定期間が経過するごとにパスワードを更新すること。また、他人になりすまして不正にアクセスしないこと。
- ② コンピュータウイルスへの対処 ウイルスの侵入経路はインターネット・メール・補助記憶装置（USBメモリ等）など様々である。
 - (ア) 個人の補助記憶装置（USBメモリ等）持ち込まないこと。
 - (イ) 心当たりのないもの、疑わしいメールは開かないで削除すること。
 - (ウ) もし、感染してしまった場合は、そのままの状態にして、直ちに関係職員に連絡すること。
- ③ 有害ウェブサイト・メールへの対処

- (フ) 人を不愉快にしたり、犯罪をあおったりするような有害なものがある。そのようなウェブサイトは閲覧しないこと。
- (イ) チェーンメール・スパムメールや宣伝目的など不特定多数に配信されるメールは開かずに削除すること。

4 スマートホン・携帯電話について

持ち込みを禁止する。ただし、誓約書を提出した者に限り、条件付きで持ち込みを認める。

使用場所：生徒玄関および玄関軒下，担任・教科担当・部活動顧問等の許可を得た上で部室および活動場所使用
方法：帰りのSH後，保護者への連絡および上記関係教員の指示によるもの

5 礼 儀

対人関係において礼儀を守ることは、お互いの人格を尊重することであり、社会を明るくするために必要である。常に誠意を持って人と接することを心掛けること。

- (1) 来客，教職員に対してはもちろん，生徒間においても明朗快活に挨拶を交わし，常に誠意を持って接すること。
- (2) 言葉は明朗に，品位を保つよう心掛け，相手に不快感を与えないように努めること。
- (3) 常に良き友と交わり，信頼し合い，自己の向上をめざし，社会性を養うように努めること。
- (4) 異性との交際は健全なものであること。

6 通 学

通学の際は，交通法規および通学マナーを遵守すること。

(1) 登校

始業時刻5分前までに登校すること。登校時から下校時までには許可なくして校外に出ないこと。

(2) 遅刻した場合

生徒指導部で入室許可証に必要事項を記入し，認印を受けた後，学級担任または授業担任に提出し，入室すること。

(3) 早退する場合

早退許可証に必要事項を記入し，学級担任および生徒指導部，病気の場合はさらに保健部の認印を受けること。

許可証は保護者の認印を受け，後日担任に提出すること。

(4) 下校時刻

特に用事のない生徒は，速やかに下校すること。

(5) 欠席の場合

欠席する場合は，事前に学校（学級担任）に連絡し，了解を得ること。さらに，病気欠席7日以上に及ぶとき，または定期考査中の病気欠席については，疾病を証明する病院の領収書等を提出すること。なお，家族または同居人に法定伝染病患者が出た場合は，学校の指示に従うこと。また，いかなる場合も，正当な理由のない欠席をしてはならない。

(6) 下宿等，自宅以外から通学する場合

学級担任を通じて生徒指導部に届け出ること。

(7) 自転車通学について

① 自転車通学希望者には許可する。

② 自転車通学希望者は，原則として毎年度初めに

「自転車通学許可願」を生徒指導部へ提出し，自転車車体検査に合格して許可を得ること。

③ 許可された者は，学校指定のステッカーを後輪泥よけのよく見える位置に必ず貼り付け，破損または自転車を替えたときは，ステッカーの再交付を受けること。

④ 自転車は所定の場所に正しく置き，必ず施錠すること。

⑤ 使用する自転車は防犯登録をし，盗難にはくれぐれも気をつけること。

⑥ 雨天の場合は，必ず雨合羽を着用し，雪の日は自転車の使用は差し控えること。雨合羽には記名をすること。

⑦ 自転車を常に点検し，不良箇所はしっかり整備すること。

⑧ 二人乗り，傘差し，並進，無灯火等の違反は絶対しないこと。

(8) その他

スマートフォン等を注視・操作したりしながらの歩行や自転車の運転，あるいはイヤフォン等で音楽を聞きながらの歩行や自転車の運転は絶対にしないこと。

7 服装・頭髪

(1) 制服

男女ともすべて学校指定のものとする。

- ① 男子制服ブレザー，ズボンを着用する。ブレザーの下にはカットシャツを着用する。
夏季（6月～9月）は，カットシャツを着用する。
- ② 女子制服ブレザー，スカートまたはズボンを着用する。ブレザーの下にはブラウスを着用し，リボンをつける。スカートは膝丈程度とする。
夏季は，夏用ブラウスにスカートまたはズボンを着用する。ブラウス着用の場合には必ずリボンをつける。

(2) 頭髪

- ① 頭髪は常に清潔にし，高校生としての品位を失わないこと。また，加工・変色は禁止する。
清潔かつ清楚で高校生として品位のある頭髪を心掛け，加工・染髪および編み込みなどの特殊な髪型にしないこと。
- ② 髪の長さ，その他の規定は次のとおりとする。
髪型の規定
(男子)
(ア)前髪は眉にかからない程度とする。
(イ)横は耳にかからない程度とする。
(ウ)後ろ髪はブレザーの襟までとする。
(エ)もみあげは耳の下のラインまでとする。
(女子)
(ア)前髪は眉のあたりまでで切り揃えるか，きちんと分けて留めるなどすること。
(イ)肩より長いものは，束ねること。

(3) その他

化粧（色付きリップクリームを含む），マニキュア，装飾品（ネックレス，指輪，ピアス，アイプチ，カラーコンタクト，華美な髪留め等）の使用を禁止する。

(4) 履物・靴下・ベルト

- ① 校舎内では，指定のシューズまたはスリッパを着用すること。
- ② 通学用の靴は華美でないものを着用すること。サンダルなどは禁止する。
- ③ 靴下は男女とも清潔で華美でないもの（白・黒・紺・灰色など）とする。女子のストッキングは，黒かベージュの無地のものとする。レッグウォーマーの着用は禁止する。
- ④ ズボンには華美でないベルトを着用すること。

(5) 防寒着類

- ① コート等の防寒着類は，華美でないものとし，教室内での着用は認めない。
- ② 冬季は，ブレザーの下に，ベストまたはカーディガンを着用してもよいが，ブレザーからはみ出るようなものは認めない。また，色は華美でないもの（白・黒・紺・茶・灰色・ベージュなど）とする。

8 保健活動

- (1) 健康は活動の根源であるから，常に個人の健康と公衆衛生に留意し，学習や部活動を通して心身の鍛練に努めること。
- (2) 学校の環境美化については，進んでこれに当たり，割り当てられた区域の清掃には責任を持つこと。

9 部（同好会）について

部（同好会）は，同好の生徒を持って組織し，全校生徒が自発的に参加することが望ましい。

(1) 目標

- ① 健全な趣味や豊かな教養を身に付け，個性の伸長を図る。
- ② 心身の健康を助長し，余暇を活用する態度を養う。
- ③ 自主性を育てるとともに，集団生活において協力していく態度を養う。

これらの目標達成のために各部員（同好会員）は，(2)の規律を守ること。

※ただし，生徒の本分は学業にある。部活動に熱中するあまり教科の学習がおろそかになってはならない。

(2) 規律

次に示す、各部および活動に関する規則をしっかりと守ること。

- ① 顧問の指導（付き添い）活動は原則として顧問の付き添いの下で行うこと。休業日は、顧問の付き添いがない場合、活動を認めない。
- ② 考査期間中（考査割発表日から考査終了まで）の活動原則として、活動を禁止する。ただし、下記の（ア）～（ウ）の規定に従って特別に練習（活動）（以下、「特別練習」という）することができる。
 - （ア）特別練習をする場合は、「部活動特別練習許可願」を生徒指導部に提出して許可を受けなければならない。
 - （イ）特別練習は、必ず顧問の指導の下で行うこと。1日につき1時間程度とする。
 - （ウ）学業に支障をきたさないように十分配慮すること。

③ 部室の使用規則

- （ア）部室には貴重品などを置かないこと。貴重品は貴重品袋を利用するなどし、顧問に預かってもらうこと。
- （イ）部室の使用時間は、始業前および放課後とし、必ず施錠すること。活動終了後は、速やかに更衣をして下校すること。
- （ウ）部室には関係者以外を出入りさせないこと。
- （エ）常に部室の整理整頓に留意し、ゴミの分別と処理について責任を持って行うこと。
- （オ）部室ならびに運動用具などを大切に使用すること。過って汚損・破損した場合は、同部の責任において復元すること。

※なお、部室の使用規則を守れない場合は、部室の使用を禁止することもある。

10 コミュニティ・ホール（ピロティ）の使用について

このホールは、生徒相互の語らい、憩い、発表、連絡等の場として設けられたものである。

この目的のため、ホールの使用に際しては、次の規則を、常時必ず守ること。

- (1) ホールは、常時開放する。ただし、特別な行事等により、使用できないこともある。
- (2) 各種行事、発表、展示、LH等でホールの一部または全部を専有して使用する場合は、生徒指導部の許可を受けること。
- (3) 他人に迷惑の掛かる行為や独占的な使用を禁止する。
- (4) ホール内の施設や備品は、大切に使用し、過って破損した場合は、直ちに生徒指導部に申し出ること。

11 非常災害（火災・地震など）に当たって

(1) 全般的な注意

- ① 何よりも大切なことは、全員が安全に避難することである。
- ② そのためには必ず教職員の指示に従い、落ち着いて真剣に行動すること。

(2) 火災発見時の注意

- ① 校内の場合も校外近火の場合も、まず教職員に急報すること。
- ② 避難、消火、非常持ち出しなどすべて教職員の指示に従って行動すること。

(3) 避難についての注意

① 授業中の場合

- （ア）火災警報をよく聞き、出火場所、避難通路、避難場所等をよく確かめ「避難」の指示を待って行動すること。
- （イ）ストーブなど火気の始末をし、窓を閉めること。
- （ウ）避難の合図で廊下に2列縦隊に並び、クラス代表が先頭に立ち、速度を調節しながら指示された経路を経て避難場所へ向かうこと。
- （エ）避難場所では、クラス代表が直ちに人員を点呼し、異常の有無を本部に報告すること。
- （オ）避難要領「押さない」「走らない」「しゃべらない」

② 休み時間の場合

- （ア）火災警報を聞いたら、直ちに教室に入り、教職員の指示によって行動すること。
- （イ）急を要する時は、教職員の指示により速やかに行動すること。

(4) 地震に対する注意

本校の主要建物は耐震・耐火構造であるから、慌てて屋外に避難することなく、必ず指示を待って行動すること。

一般的な注意として

- ①丈夫な机などに身を寄せること。
- ②鞆などで頭部を保護すること。
- ③速やかに火の始末をすること。

12 日本スポーツ振興センターについて（加入の生徒に限る） 登下校時及び学校管理下におけるケガや食中毒、あるいは熱中症などで病院の治療を受けた時にその医療費が支払われる制度。学校管理下とは授業中・休み時間・放課後・部活動中・インターンシップ中・遠足・修学旅行など。掛け金を払って加入する。ただし、医療費の請求ができるのは病院へ払った治療費総額が1,500円以上の場合。また、ケガをしてから6ヶ月以上申請がなかった場合は「遅延理由書」が必要になる。ケガをしたら早めに保健室へ申し出ること。

(1) 医療費の給付を受けるためには

- ① ケガをして病院で治療を受け、その金額が1,500円以上支払った場合は「災害発生記録票（災害共済給付金申請用）」を書き、担任あるいは担当職員に署名捺印をしてもらい保健室へ提出する。（用紙は保健室から受け取る）
- ② 「医療等の状況」を病院窓口にて記入してもらい保健室へ提出する。
- ③ 詳しい説明は保健室にて行うため、学校管理下においてケガをした場合は、早めに保健室まで報告すること。
- ④ 治療費は、本人あるいは保護者が立て替え払いをしておく。

(2) 医療費給付の対象となる「学校管理下」とは

- ① 教育課程に基づく授業を受けている時
 - ・各教科
 - ・特別活動（生徒会活動，ホームルームなど）
 - ・学校行事（遠足，球技大会，各式典，体育祭，学校祭など）
- ② 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている時（部活動，修学旅行，校外実習，生徒指導，進路指導など）
- ③ 休憩時間中，その他校長の指示，承認に基づいて学校にいる時（昼食時間・始業前・放課後など）
- ④ 通常の経路および方法による登下校時

【注】交通事故（自転車との接触事故を含む），生徒間のけんかなどにより加害者が治療費を支払った場合は，医療費給付の対象とならない。通学時，たとえ軽い交通事故でも，まずは加害者と話し合い，加害者より賠償を受けること。また，自己の故意の行為によるケガや疾病の場合も医療費給付の対象とならない。加害者が特定できない時など，どうしても賠償が受けられない場合は対象となるので，保健室に申し出ること。

13 学校における感染症の予防

学校において予防すべき感染症の種類は，次のとおりとする。（学校保健安全法施行規則）

(1) 第一種の学校感染症

第1類・第2類（まれだが重大）エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群(SARS)，中東呼吸器症候群(MERS)，特定鳥インフルエンザ出席停止期間は「治癒するまで」

(2) 第二種の学校感染症インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），風しん，水痘（みずぼうそう），咽頭結膜熱（プール熱），結核，髄膜炎菌性髄膜炎出席停止期間は

- ・インフルエンザ「発症後（発熱の翌日を1日目として）5日，かつ解熱後2日が経過するまで」
- ・百日咳「特有の咳が消失するまで，または，5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで」
- ・麻疹（はしか）「解熱した後3日を経過するまで」
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）「耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し，かつ全身状態が良好となるまで」
- ・風しん「発しんが消失するまで」
- ・水痘（みずぼうそう）「すべての発しんが痂皮化するまで」
- ・咽頭結膜熱「主要症状が消失した後2日を経過するまで」
- ・結核「症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」
- ・髄膜炎菌性髄膜炎「症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」

(3) 第三種の学校感染症

コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

出席停止期間は「症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」

【注】インフルエンザなどの感染症が発生した場合は，すみやかに担任あるいは学校へ連絡し，「出席停止」など指示に従うこと。

14 図書館規定

- (1) 開館日は、登校日の8：15～16：45とする。ただし、長期休業中の開館日は別途定める。
- (2) 貸出期間は貸し出しの日より2週間とする。貸出冊数は1人につき5冊までとする。
- (3) 図書貸出は図書を提示して手続きを受ける。
- (4) 図書の返却がとどこおる場合には、貸し出しに制限をかけることもある。
- (5) 図書を紛失または破損した場合は、係員に届け出て所定の手続きを受ける。
- (6) 図書館利用の心得
 - ① 館内では大きな声を出さない。
 - ② 図書は丁寧に取り扱い、必ず元の書架に返す。
 - ③ 図書を無断で持ち出さない。
- ⑥ 館内では飲食はしない。

15 研修室の利用について

- (1) 研修室は、ホームルーム・教科の授業・部活動・生徒会活動などで、それぞれの担当教職員の付き添いのもと、その利用を認める。
- (2) 研修室を利用する際は、飲食行為は絶対にしないこと。また、利用を終えた時には、机・椅子を整頓し、周囲のゴミを拾って退出すること。

生徒会会則

第1章 名称第1条 本会は福

井県立武生商工高等学校（工業キャンパス）生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は学校ならびに地域社会と協力して当校の発展を図り、生徒の自主的精神を養い、学校行事に進んで参加するよう努めることをもって目的とする。

第3章 組織第3条 本

会は全生徒をもって会員とし、運営のために次の機関を置く。

1. 決議機関 ① 生徒総会 ② 代議員会

2. 実行機関 ① 生徒会執行部 ② 各委員会 ③ 部・同好会・サークル第4章 生徒総会第4条 生徒総会は本会最高の決議機関であって全員の3分の2以上の出席で成立する。

第5条 生徒総会は代議員の決議、全員の5分の1以上の要請があったときまたは会長が必要と認めたとき開催する。

第6条 生徒総会で審議する事項は次のとおりである。

1. 会則の制定及び改正。
2. 前期・後期それぞれの活動方針。
3. 生徒会会計の予算・決算の承認。会費の承認。
4. 議長・副議長・書記・会計委員・選挙管理委員の承認、任免。
5. その他の必要な事項。（執行委員の辞職など）

第7条 生徒総会の議長・副議長・書記は、生徒会長が任命し、代議員会において承認された執行委員会の議長・副議長・書記が兼任する。

第8条 生徒総会の決議は出席会員の過半数を以って成立する。

第5章 代議員会

第9条 代議員会は各クラス会長で構成される。ただし再選を妨げない。また、会長が何らかの理由で出席できないときは、副会長が代理人として役職を行使する。

第10条 代議員会は生徒総会に次ぐ決議機関であって代議員の3分の2以上の出席で成立する。

第11条 代議員会は代議員の3分の1以上の要請があったとき、もしくは会長が必要と認めたとき開催する。

第12条 代議員会で審議する事項は次の通りである。

1. 議長・副議長・書記・会計委員・選挙管理委員の承認、任免。
2. 会長・代議員の提出する議案の審議及び決定。
3. 会費・予算の審議及び決定。
4. 部・同好会・サークルの承認。
5. 特別委員会の承認。
6. 規約の審議。
7. その他必要な事項。

第13条 代議員会の決議は出席議員の過半数を必要とし可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第14条 代議員会の議長・副議長・書記は生徒会長が任命し代議員会において承認された執行委員会の議長・副議長・書記が兼任する。

第15条 公務執行を円滑にするため本会は執行委員会を置き、会長1名、副会長1名、議長1名、副議長1名、書記3名、会計委員3名選挙管理委員若干名、執行委員8名をもって組織し、会長指導のもとに分担事務の処理に当たる。会長・副会長・議長・副議長・書記・会計委員・選挙管理委員・執行委員の任期は半期とする。ただし再選は妨げない。

第6章 生徒会執行部第16条

会長、副会長は第12章の規定により選挙する。

第17条 会長は本会を代表し合議の決議に従って公務を統括執行する。

第18条 議長・副議長・書記・会計委員・選挙管理委員は会長が任命し、代議員会の承認を必要とする。

第19条 会計委員・選挙管理委員は、代議委員や各委員会委員を兼ねてもよい。

第20条 執行委員は第7章の各委員会の委員長がこれに当たる。第21条

会長は執行のための会合を招集することができる。

第7章 委員会第22条 各委員会は、各クラスより選出された

委員より構成され、委員の中から委員長・副委員長を選出する。

第23条 各委員会は、活動計画を立てて、積極的に会員のために活動しなくてはならない。

第24条 委員会は、次の各委員会を設置する。

1. 保健委員会
2. 図書委員会
3. 営繕委員会
4. 風紀委員会
5. 交安委員会
6. 体育委員会
7. 文化委員会
8. 進路委員会
9. 家庭委員会

第25条 保健委員会は保健部、図書・営繕委員会は図書庶務部、進路委員会は進路指導部、家庭委員会は家庭科、風紀・交安・体育・文化委員会は生徒指導部によって、それぞれ指導される。

第8章 その他の委員会第26条

各部には部長・会計係等の役員を置く。

第27条 上記の各委員会は代議員会の承認を得ることを原則とする。その任期は、各委員会の任期と同じである。

第9章 部・同好会・サークル第28条 本会

における部・同好会・サークルとは代議員会で承認されたものをいう。

第29条 生徒会会員はいずれかの部・同好会・サークルに加入することを原則とする。

第30条 各部・同好会・サークルには、部長・会計係等の役員を置く。

第31条 各部・同好会・サークルの活動は生徒会を代表するものでなければならない。

第32条 部・同好会・サークルの解散は代議員会の承認を必要とする。ただし活発でないため、改めて承認されなかった場合は解散するものとする。

第10章 財政第33条

会計委員会は本会を代表して会計の事務全般をつかさどる。第34条 会

計委員会は生徒会財政に関する関係書類を整理保管する。

第35条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。また、5月の前期生徒総会で、前年度の決算報告、本年度の予算案を提案する。

第36条 会計委員会は本会の財政監査も行い、決算報告の際、その正否を代議員会に報告しなければならない。

第11章 会員の義務と権利第37条

本会の会員は全て次の権利と義務を有する。

1. 全ての役員に選任される権利
2. 総会における決議権
3. 意見を会長に申し出る権利

4. 会費納入の義務
5. 本会の規約および決議に服する義務

第12章 選挙

第38条 選挙管理委員会は前期会長によって選出された若干名で組織し、選挙の管理とその他の一般選挙事務をつかさどる。

1. 選挙の公示は投票の2週間前に行い立候補の受付を開始して、1週間後に締め切る。
2. 立候補の届け出は所定の用紙に記入して選挙管理委員会に提出する。
3. 立候補受付締切後1週間の運動期間をおき立会演説会を行う。
4. 投票は立会演説会直後に行い、その結果を速やかに全会員に報告する。

第39条 会長・副会長は全会員の単記無記名投票により選出し、同数の場合は決選投票によって定める。ただし会長と議長とは兼任できない。全会員の3分の2以上の要求があったとき、または生徒総会において不信任された時は辞任せねばならない。

第13章 補則

第40条 本会則の改正を希望する時は書面をもって会長に提出しなければならない。

第41条 本会則およびその他の規約審議のため会長は随時規約審議委員会を設置しうる。

第42条 会則の制定および改廃は生徒総会における出席会員の3分の2以上の可決によって成立する。

第43条 本会に関する決議事項はすべて校長の認可を必要とする。

第44条 本会則は昭和35年4月1日より実施し、改正が成立すれば次の会則より実施する。

〔補〕部活動には次のものがある。(承認順)

(体育部) 陸上競技・テニス・バスケットボール・バレーボール・野球・卓球・サッカー・弓道・ホッケー・バドミントン・ボクシング

(文化部) 家庭・放送・電気工学・写真・ロボット工学・建築文化・都市工学

その他

特別な事情があるときは、関係者で協議し配慮します。担任や関係の職員に必ず相談してください。

